

DV対応と児童虐待対応の連携の取組

● 「児童虐待防止対策の抜本的強化について」決定（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議）

- ・ 児童相談所と婦人相談所・配偶者暴力相談支援センターとの情報共有・連携体制の強化
- ・ 配偶者暴力相談支援センターや民間シェルター、児童相談所等への研修の充実
- ・ 民間シェルターにおけるDV被害者と子どもへの支援実態把握、理解拡大の取組推進
- ・ 危険度判定（リスクアセスメント）及び加害者対応の在り方の検討・実証的研究による機関間連携・支援体制の充実
- ・ DV被害者支援に係る手引き・マニュアルの改訂と児童相談所等への周知徹底 など

● 「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」成立（令和元年6月公布）

- ・ DV防止法の改正により、相互に連携・協力すべき機関として児童相談所を明記（令和2年4月1日施行）

○ 女性に対する暴力をなくす運動（令和元年11月12～25日）

- ・ 児童虐待防止推進月間と連携し、DVと児童虐待の特性や関連性等を周知
- ・ DV対応の象徴であるパープルリボンと児童虐待対応の象徴であるオレンジリボンを組み合わせたWリボンバッジの作成
- ・ 総理と児童虐待対策及びDV対策の関係者との意見交換（11/1）



<Wリボンバッジ>

○ 関係者への研修の充実（令和元年度～）

- ・ 官民の配偶者暴力支援の関係者（配偶者暴力相談支援センター長・担当職員、相談員等）を対象とした研修（女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進事業）において、研修項目に、児童虐待の特性やそれらの関連性をテーマとした内容を加えるとともに、研修の対象として、新たに児童相談所の職員を追加して実施



<令和元年度ポスター>

○ DV対応と児童虐待対応の連携に関する相談対応事例集の作成（令和元年度事業）

- ・ 配偶者暴力相談支援センターにおけるDV事案に係る児童虐待対応に関する連携状況や好事例を把握し、関係機関等に共有

○ 民間シェルターの先進的取組を推進するパイロット事業の実施（令和2年度～）

- ・ 民間シェルターがDVや児童虐待の被害者を母子一体で受け入れる体制整備や心理専門職によるメンタル面のケアなどを支援

DV被害者等セーフティネット強化支援パイロット事業

【令和4年度当初予算額 374百万円】
 (令和3年度予算額 241百万円)

目的

- 多様な困難に直面するDV(配偶者からの暴力)被害者等への支援において、民間シェルターは、先駆性、柔軟性、地域性、専門性等の強みを有し、地域社会における不可欠な社会資源として、重要な役割を担っているが、財政面、人的基盤とも厳しい状況にあり、今後、その存続が困難になるとの指摘もある。
- DV被害者等に対して、漏れなく、安全な居場所を一時的に確保しつつ、専門的・ニーズに沿った支援を、切れ目なく実施し、もって、地域においてDV被害者等が自立し、安心・安全に過ごせるよう、民間シェルターの取組促進を通じて、地域社会におけるセーフティネット機能を強化する。

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2
団体数	125	115	108	107	122	124

概要

1. 性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金 ※本交付金の事業の一つとして実施

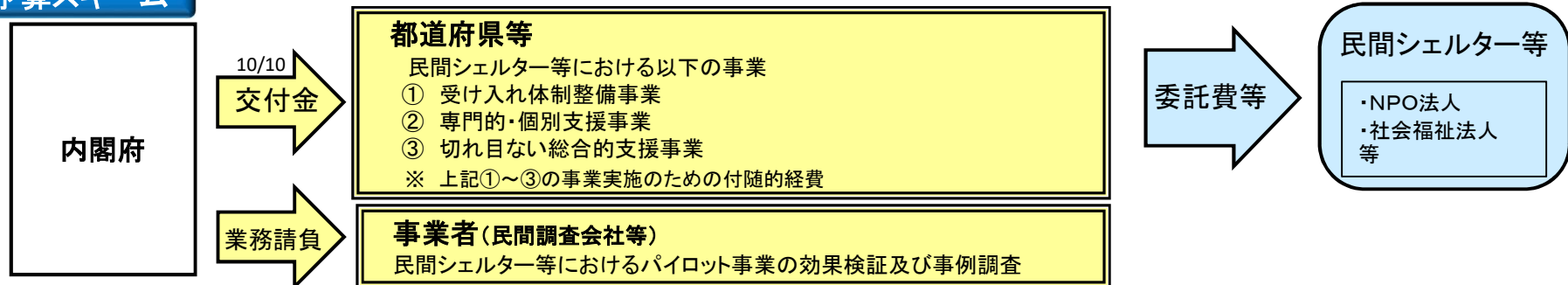
- ◆ 交付先：都道府県・政令指定都市、市町村（特別区含む）
- ◆ 対象経費：都道府県等が負担した、民間シェルター等の先進的な取組を促進するための経費（以下①～③）
 - ①受け入れ体制整備に要する経費（母子一体で受け入れるための改修経費、メール・SNS等相談のための人件費・システム整備費、新型コロナウイルス感染症の防止に配慮した相談支援体制の整備に要する経費（感染予防対策、オンラインによる相談、入居者増に対応する一時的な居室確保）等）
 - ②専門的・個別的支援に要する経費（心理的ケアや同伴児童の進学等の専門的な相談支援を行う専門職配置に要する人件費、児童相談所等関係機関とのネットワーク構築・連携に要する人件費、専門性向上に係る研修経費等）
 - ③切れ目ない総合的支援に要する経費（自立に向けたプログラム実施経費、関係機関への同行支援に係る交通費、退所者へのアウトリーチ支援に要する人件費等）

※上記①～③の事業実施のための付随的経費

- ◆ 交付率等：国10/10（交付上限：1民間団体当たり、一つの都道府県の管内で1,000万円）
- ◆ その他：他の国庫補助制度を適用可能な場合は、他制度優先

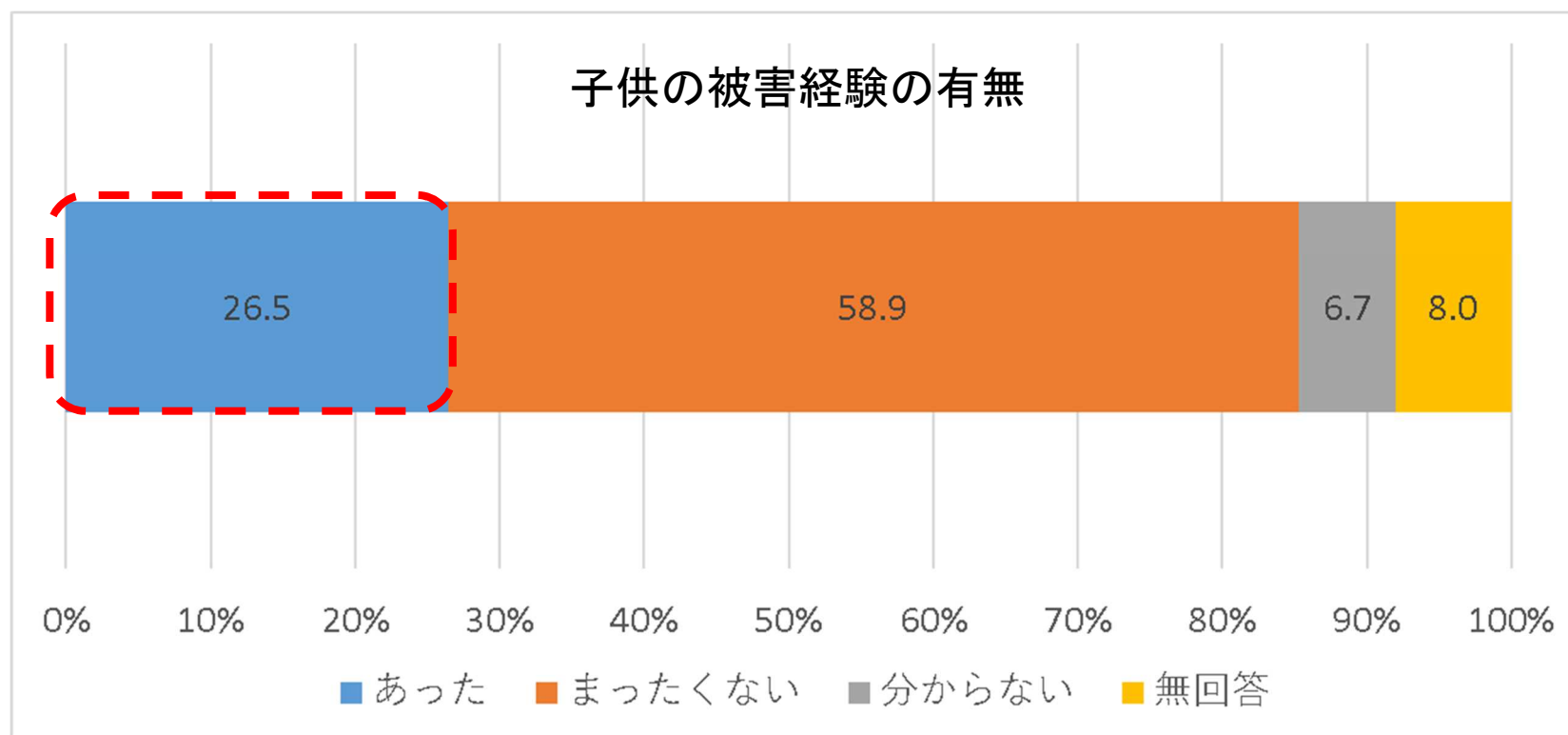
2. 民間シェルター等におけるパイロット事業の効果検証及び事例調査

予算スキーム



令和2年度 男女間における暴力に関する調査

配偶者から暴力の被害を受けたことがある家庭の約3割は、
子供の被害もみられる。



資料出所: 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(令和3年3月公表)